

1 いじめの状況

(1) いじめの認知件数（京都市含む公立）（単位：件）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
小学校	409【3.0】	389【2.8】	289【2.7】	223【1.6】	220【1.6】
中学校	314【5.2】	295【4.8】	200【3.3】	166【2.7】	105【1.7】
高等学校	60【1.4】	60【1.4】	50【1.2】	47【1.1】	33【0.8】
特別支援学校	20【9.5】	8【3.8】	38【17.9】	6【2.7】	7【3.0】
合計	803【3.3】	752【3.1】	577【2.4】	442【1.8】	365【1.5】

【】内は児童生徒千人当たりの認知件数(件)

(2) いじめの解消状況（京都市含む公立：22年度）

区分	解消しているもの		一定解消したが、継続支援中		解消に向けて取組中		他校への転学、退学等		合計 件数
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
小学校	153	69.5	50	22.7	14	6.4	3	1.4	220
中学校	82	78.1	21	20.0	2	1.9	0	0.0	105
高等学校	25	75.8	4	12.1	4	12.1	0	0.0	33
特別支援学校	5	71.4	1	14.3	0	0.0	1	14.3	7
合計	265	72.6	76	20.8	20	5.5	4	1.1	365

2 これまでのいじめ対策の取組

(1) 子ども、保護者、教職員への相談機能の充実

①ふれあい・すこやかテレホン（平19年1月～）

総合教育センターでの年中無休・24時間対応の電話教育相談。

②メール教育相談（平19年7月～）

電話で話しにくい内容も、パソコンや携帯電話から電子メールによる相談が可能。

③面接相談

臨床心理士等による総合教育センターでの来所教育相談や教育局を会場とする巡回教育相談。

④スクールカウンセラーの配置

臨床心理士を学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員への専門的なアドバイスを実施。

（24年度配置…小学校13校、中学校100校、高等学校46校）

(2) 新しいいじめの形としての「ネットいじめ」への対策

① ネットいじめ通報サイトの開設（平20年6月～）

書き込み内容に問題のある学校裏サイトなどの情報を、広く府民から通報してもらい、学校での指導や削除要請につなげる。

② 保護者向け啓発リーフレットの作成（毎年7月頃発行）

ネットいじめにも発展する危険性のあるケータイ（スマートフォン等）の利用について、ルールとマナーの必要を啓発。

③ 学校非公式サイトでのネット監視業務（平22年9月～）

ネット上での誹謗中傷や個人情報の書込みによるいじめ問題の早期発見・解決のため、民間委託による監視を導入。

(3) 教員への指導や地教委・学校への調査・通知

① 教員向け指導資料の作成

◇ いじめ指導読本（平8年9月）

いじめ問題についての基本的な認識やいじめ問題解消事例の紹介の他、学校におけるいじめのチェックポイントを掲載。

◇ 情報モラル指導資料「ネットいじめへの対応」（平20年8月）

ブログやプロフなどの利用実態や誹謗中傷への対処方法など。

② 会議の開催

◇ 府小中学校生徒指導主任会議

◇ 府立学校生徒指導部長会議

毎年度実施。いじめに対する基本的な認識や取組のポイントなどを協議。

③ 長期休業期間中の生徒指導について（年3回）

いじめの問題の重要性を認識し、その防止に向けた取組を一層進めるよう通知。

④ いじめの問題への取組状況に関する緊急調査の実施（平成22年11月）

川崎市や群馬県でいじめを原因とする子どもの自殺が相次いだことから、全学校において学校体制点検シートによる総点検を通知。